

## 北名古屋市議会会議録より

平成18年[2006年]3月20日に、西春日井郡師勝町と西春町が合併し、「北名古屋市」が誕生した。新市は三大都市圏の特定市なので、生産緑地指定と5年間の猶予の後、宅地並み課税が行われる運びとなった。

### 建設常任委員会

平成19(2007)年12月13日

◎建設部建設担当次長（樋口栄俊君）

生産緑地地区の指定について、ご説明を申し上げます。

平成18年3月20日に両町が合併し、市政をひいたことにより北名古屋市は三大都市圏の特定市となり、市街化区域内農地は宅地化する用地と保全する用地に区分されることになります。

宅地化する農地は、合併特例法により5年間の猶予期間を経過後、宅地並み課税となり、保全すべき農地は、生産緑地地区の指定を受け市街化調整区域農地並みの課税となり、税の軽減を受けることになります。

指定の詳細内容に入ります前に、今後、指定事務のスケジュールについてご説明をいたします。A3横長のスケジュール表をご覧いただきたいと思います。

平成20年3月下旬に地区別説明会を2回開催し、市民に説明を行い、5月末に生産緑地指定申出書を受け付け、指定基準等により現地調査を行い、8月上旬に生産緑地地区同意書を提出していただき、都市計画決定の計画案を作成し計画案の縦覧を行い、都市計画審議会の審議を経て都市計画決定の告示を行い、生産緑地地区の指定と、このような形の流れになります。

（平成20年12月22日に、221団地、20.8haを生産緑地地区に指定した）

### 予算特別委員会

平成20(2008)年3月13日

◆委員（金崎慶子君）

あともう1点お聞きしたいんですが、同じ固定資産税なんですが、合併特例によって23年度までは宅地並み課税を凍結されていると思うんですね。23年以

降に生産緑地の指定を受けた場合の税額と、また市街化農地と宅地並み課税の税額は、今後どのように推移していくのかということをお聞きしたいと思います。

◎市民部税務担当次長（石黒秀夫君）

まず第1点目でございますが、宅地並み課税が始まる前に生産緑地の指定を受けますと、市街化区域農地が調整区域農地となりますので、その年度から、田んぼでいいと平米当たり2円、畑でございますと1円50銭ということで、今現在が課税標準と評価額が調整区域農地は一緒でございますので、ある程度10年、15年先まで同じような税額で推移するかと思います。

それから、24年度から宅地並み課税の開始となりますと、5年間は、急激な税負担を緩和するため、24年度が20%、25年度が40%と、28年度で100%課税になります。それで、宅地並み課税の方は28年度が大体頭打ちで、平米当たり258円を見込んでおります。この頭打ちというのは、一般農地と違うところは、評価額の3分の1の、また限度額が80%と一般農地より20%低いため、早い時期に満額の、28年度で満額の1反当たり25万8,000円ですか、こんなところで落ち着くんじゃないかと思います。

ただ、一般農地の方は、現在、まだ相当評価額から低いところにおりまして、課税標準そのものも当然低いわけでございますので、大体これが平成40年ごろまでは毎年1割ずつ上がっていくんじゃないかと。今の地価変動がないと、そのように見込んでおりまして、大体金額で申しますと24年度の宅地並み課税が始まりますときの一般農地が、平米当たり147円、宅地並み課税ですと61円、これが5年後の28年度ですと、一般農地が211円、先ほど申しました宅地並み課税は258円ということで、まだ一般農地はずうっと上がり続けると思われまして、最終的には一般農地の方が税額としては高くなるというふうに想定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

◆委員（金崎慶子君）

今の説明を聞きますと、宅地並み課税より農地課税が高くなるということで理解していいんですね、今後、推移は。

◎市民部税務担当次長（石黒秀夫君）

はい、そのとおりでございます。

上の説明からわかるように、「農地に準じた課税」のこと。

生産  
緑地

宅地  
並み  
課税

農地  
に準  
じた  
課税